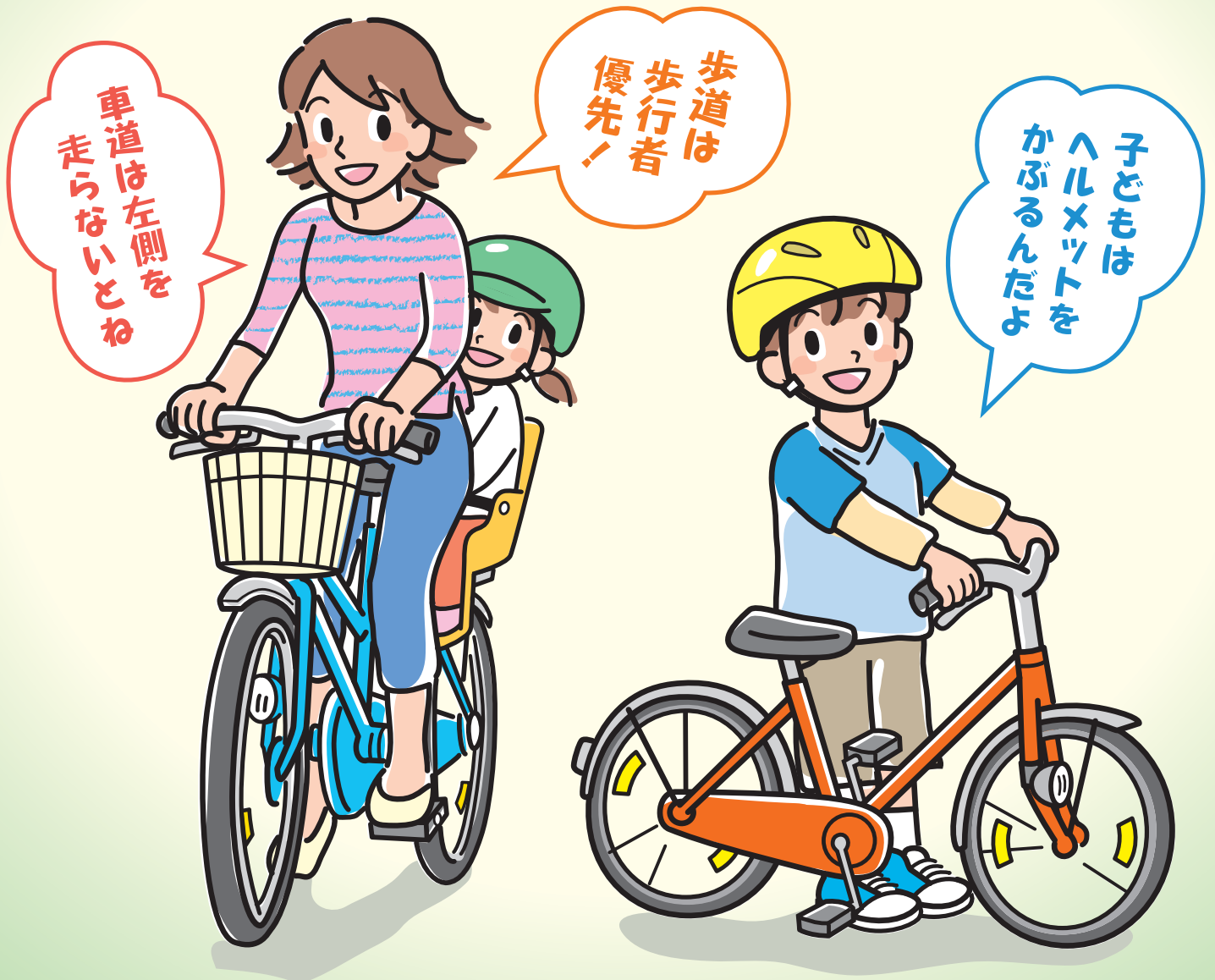


2008

# 自転車安全利用TOKYO キャンペーン

自転車の通行ルール、ちゃんと知っていますか？



平成20年5月1日(木)~6月30日(月)

# 自転車の通行ルールが改正されました!

平成19年6月20日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」(平成19年法律第90号)により、自転車に関する通行ルール等の規定が改正されました。

※平成20年6月1日に施行される予定です。

## 改正された主な通行ルールの内容

### 1. 普通自転車<sup>(注)</sup>の歩道通行に関する規定

歩道通行ができるのは、

- ① 道路標識等で指定された場合
- ② 運転者が児童、幼児等の場合
- ③ 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

※ただし、警察官が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

歩行者も

「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務



改正前

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

+

運転者が児童、幼児等の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

### 2. 乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児(13歳未満の者)を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



(注)

普通自転車

車体の大きさが長さ1.9メートル、幅0.6メートルを超えない二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していないなど、内閣府令で定める基準に適合するもの。(側車付きのものやタンデム車は除きます。)

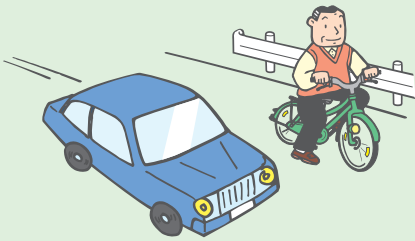
# 自転車安全利用五則を守りましょう。

自転車に乗るときは交通ルールを守り、安全に利用しましょう

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

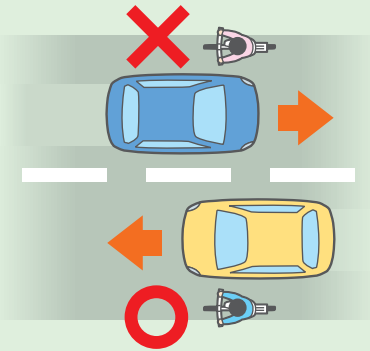
【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## 2 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

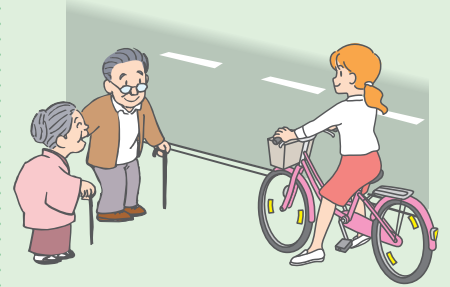
【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料



## 4 安全ルールを守る

### 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止

#### 飲酒運転

【罰則】  
5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

※酒に酔った状態で  
運転した場合



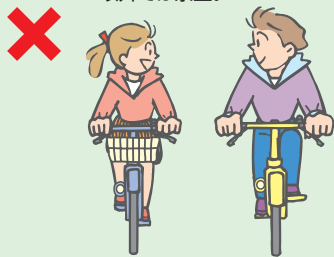
#### 二人乗り



【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

#### 並進

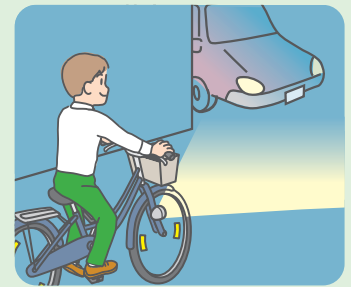
※「並進可」標識のある場所  
以外では禁止。



### 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければなりません。

【罰則】 5万円以下の罰金



### 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号や一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、安全確認を忘れずに行いましょう。

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



やめましょう!

これらの行為は事故のもとです。  
非常に危険なのでやめましょう

## 5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



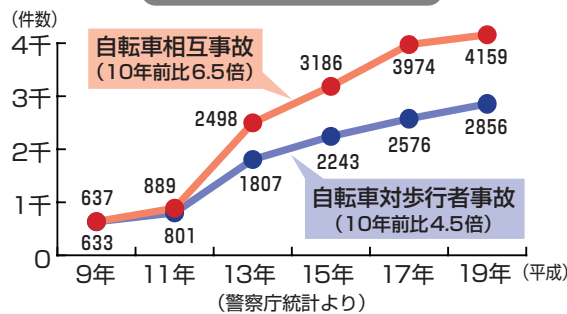
運転中の携帯電話



傘さし運転

# 自転車の事故が増えています!

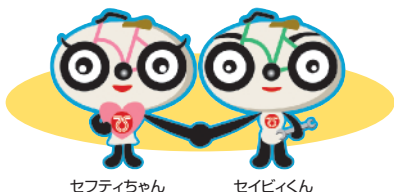
自転車事故(10年間)の推移



安全(点検・整備)・安心(付帯保険)な普通自転車のしるし

## TSマークを貼りましょう!

### TSマークってなにか、知ってる?



「TSマーク」は、Traffic Safety(交通安全)の頭文字を取ったマークで、「自転車安全整備店」で自転車安全整備士が点検・整備をした、道路交通法に基づく安全な普通自転車のあかしのマークです。自転車は自動車と同様に車両です。きちんと点検・整備をした安全な自転車で、ルールやマナーを守り、安全運転を心がけましょう。万一が事故が起きた場合、TSマークが貼ってあれば、賠償責任保険・傷害保険が付いているので安心です。(点検・整備をしてから補償期間は1年間です。)

### どこでTSマークを貼ってもらえるの?

**1.** このマークのある  
自転車安全整備店に  
行ってください



**2.** 点検・整備をします

ブレーキ・チェーン・  
ペダル等の調子を見てください。



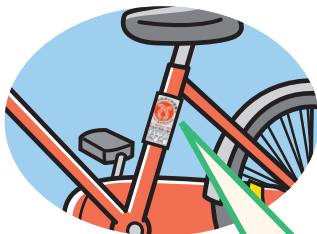
**3.** 安全利用の指導があります



安全な乗り方、事故防止の指導が受けられます。

**4.** 保険の付いたTSマークが貼付されます

TSマークには、点検年月日、自転車安全整備士の番号が記入されます。お店からTSマーク付帯保険加入書が渡されます。大事に保管してください。



**5.** 安全・安心な普通自転車になりました!!

道路交通法に基づく点検・整備をした普通自転車です。

TSマークのお問い合わせ

財団法人 日本交通管理技術協会  
電話 03(3260)3621  
<http://www.tmt.or.jp/>



#### 赤色TSマーク



#### TSマーク付帯保険の補償内容

##### 傷害保険

- 入院15日以上 (一律) **10万円**
- 死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) **100万円**

##### 賠償責任保険

- 死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) **2,000万円**

#### TSマークの付帯保険が適用された事例

**事故概要** 平成17年10月、中学生が、自転車で小雨の中を傘をささずにヘルメットをかぶって走行中、信号のない交差点を右折したところで、対向して傘さし運転をしてきた女性が乗った自転車と接触しそうになったのでハンドルを切ったところ女性の自転車が転倒し、左足大腿骨骨折の重傷を負ったもの。

**賠償金** TSマーク保険より、弁護士費用として105,000円、調停着手金として、210,000円、和解金として、4,200,000円を支払った。

「2008自転車安全利用TOKYOキャンペーン」期間中、  
**安全(点検・整備)と安心(付帯保険)のしるしTSマークが1,000円!**  
というお得な特典をご用意しています。 ※修理・部品交換が発生した場合は別途料金となります。

プロの手によって点検・整備された自転車の安全性と快適性を、そしてTSマークの安心感をぜひお確かめください!  
詳しくはこの「2008自転車安全利用TOKYOキャンペーン」ステッカーの貼ってある自転車安全整備店か、下記ホームページでご案内しています。  
東京都自転車商協同組合ホームページ <http://www.jitensyakumiai.com/>  
東京都自転車商協同組合では、郡民の皆様へ安全・安心の自転車を提供するために「サイクルマイスター」制度を発足しました。詳しくはホームページをご覧ください。  
【東京都自転車商防犯協会からのお知らせ】 自転車利用者には防犯登録が義務付けられています。

#### キャンペーン協力店

平成20年5月1日~6月30日



このステッカーが目印です!